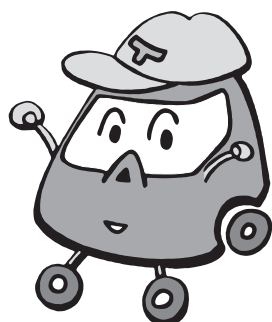


兵ト協ニュース

2008.9 No.266



あわし花さじき(淡路市)



もくじ

○ 燃料高騰経営危機突破総決起大会を実施	1
○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 自動車点検整備推進運動の実施について (依頼)	3
(全ト協) 平成20年度 中小トラック運送事業者のための「経営診断事業」のご案内 ...	6
平成20年秋の全国交通安全運動 社団法人全日本トラック協会実施計画 ...	9
○ 事務局からのお知らせ	
窒素酸化物または粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領 に基づくNOx・PM低減装置の評価結果について (情報提供)	12
○ 陸災防のページ	18
○ 会員だより	23
○ 協会日誌	26

燃料高騰経営危機突破総決起大会を実施

平成20年 8 月26日（火） 神戸市中央区の東遊園地にて全国統一行動の一環として、兵庫県トラック協会の会員約700名が結集し燃料高騰経営危機突破総決起大会を行い、福永会長を中心として一致団結しこの経営危機突破を誓い下記のとおり決議しました。

その後、参加者の500名以上が一般市民へ窮状理解を訴えるため東遊園地～三宮交差点～元町駅東口交差点のコースをデモ行進しました。

当日は、国会議員、県議会議員も多数来場され、激励の言葉をいただきました。



燃料高騰による経営危機突破総決起大会 決議

私たちトラック運送事業者は、わが国の国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力している。

しかしながら、ここ数年の異常な原油高、とりわけ本年春以降の一層急激な燃料の高騰によって、私たちは、今や業界全体では年間一兆円を超えるコスト増という非常事態の中にあり、徹底した省エネをはじめとする必死の自助努力にもかかわらず、経営収支も労働条件も悪化の一途をたどり、廃業や倒産も急増する中、今や多くの事業者がまさしく事業存廢の岐路に直面している。

こうした中、政府においては「トラック産業の大幅なコスト増の中、適切な運賃転嫁が進まない場合は、わが国の物流基盤が維持できなくなるおそれがある。」として、燃料サーチャージの緊急導入方針を打ち出され、私たちトラック運送事業者はその実現に向け現在懸命に努力しており、今後も荷主、国民の皆様様の理解を得て、引き続き最善の努力をしていかなければならない。

しかしながら、本年五月以降のわずか四ヶ月間だけでもリットル三十五円前後（現行軽油引取税三十二円を超える額）の急激、異常な燃料油の値上がりが続く一方で、全般的な景気の下ぶれが進行する中、この対策のみをもって直面する危機を速やかに打開できる状況ではなく、この際、国として可能な全ての対策を緊急に総動員していただく必要があることを訴えることこそ、国民生活のための物流サービスをあずかる私たちの責務といわなければならない。

ついては当面の危機突破に向け、緊急に必要な諸対策の断固実現を期し、トラック運送事業者は、総意をもって以下のとおり決議する。

- 一 燃料サーチャージの導入等による適正運賃確保の断固実現
- 一 世界一高い高速道路料金の思い切った引き下げ
- 一 国民生活に必要なトラック輸送サービスを維持するための燃料税の緊急減税又は燃料費の補填
- 一 省エネ、代替エネ等の本格支援と運輸事業振興助成交付金の拡充
- 一 マネーゲームによる異常な原油高の抑止と国内燃料の価格監視等の徹底強化

平成二十年八月二十六日

兵庫県トラック協会総決起大会



行政からのお知らせ



国土交通

国 自 整 第 65 号

平成20年 7 月17日

社団法人全日本トラック協会会長殿

国土交通省自動車交通局長

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものとして、ますますその役割は重要なものとなっていますが、一方で、交通事故による死者数はここ数年減少傾向にあるものの、交通事故発生件数は80万件を超えるなど、依然として厳しい状況にあります。また、大型自動車についても、依然として大型貨物自動車の車輪脱落事故や大型乗合・貸切旅客自動車の車両火災等が発生している状況にあります。さらに、環境の面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への取り組みも求められているところであります。

そもそも自動車ユーザーには、自動車の不具合による交通事故や公害の防止を図ることを目的として、自動車の適切な保守管理の責任と、日常点検整備、定期点検整備等の点検・整備の実施が義務付けられていますが、自動車ユーザーにそれらの必要性が十分に理解されているとは言いがたい状況にあります。このことを踏まえ、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現していくためには、自動車ユーザーが適切な、点検・整備の実施の必要性を理解し、認識する必要がある、さらに、事業用の大型自動車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさを考慮した取組み等が必要であります。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添実施要領に基づき、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を一層強力に推進することとしています。

貴会（連盟、協会、組合、財団）におかれましては、この趣旨をご理解の上、ご協力をいたどうかとともに、傘下会員（組合員）に対して本運動の実施について、適切にご指導をよろしくお願い致します。

平成20年度「自動車点検整備推進運動」の実施要領（施行）

平成 20 年 7 月
国土交通省自動車交通局

第1 目 的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものとして、ますますその役割は重要なものとなっているが、一方で、交通事故による死傷者数は、近年減少傾向にあるものの、負傷者数は、9年連続して100万人を超えるなど、依然として厳しい状況にある。また、大型自動車についても、依然として大型貨物自動車の車輪脱落事故や大型乗合・貸切旅客自動車の車両火災等が発生している状況にある。さらに、環境の面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への取り組みも求められているところである。

そもそも自動車ユーザーには、自動車の不具合による交通事故や公害の防止を図ることを目的として、自動車の適切な保守管理の責任と、日常点検整備、定期点検整備等の点検・整備の実施が義務付けられているが、自動車ユーザーにそれらの必要性が十分に理解されているとは言いがたい状況にある。このことを踏まえ、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現していくためには、自動車ユーザーが適切な、点検・整備の実施の必要性を理解し、認識する必要がある、さらに、事業用の大型自動車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みてホイールと燃料装置等に関する重点点検の実施等の取り組みが必要である。

このため、「不正改造車を排除する運動」や「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解し、認識して頂くとともに、自動車運送事業者等の大型自動車を用いるユーザーにあっては、より確実に点検整備を実施して頂くため、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係30団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下「協議会」という。）及び自動車関係14団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会」（以下「連絡会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

平成20年9月1日（月）から10月31日（金）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進強化月間」として、点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）の重要性を自動車ユーザーに対して周知を図るための運動を行うものとする。

ただし、強化月間以外であっても、PR等の運動は継続して実施するものとする。

第4 重点実施事項

本運動は、「不正改造車を排除する運動」、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」との連携を図りつつ、広報用ポスター、チラシ等を用いたPR等の運動を実施することとし、「自動車点検整備推進強化月間」には、下記の運動を推進する。

1. 重点項目

- ① 点検・整備の必要性の啓発
- ② 大型自動車に関する適切な点検・整備の方法についての啓発

2. 重点実施方法

(1) 自動車の点検・整備を推進するためのイベント等の開催

- ① 中央においては、協議会主催で強化月間に先駆け、各地方で行われるイベントの告知を含め、強化月間の開始を全国に幅広く告知する。
- ② 地方で開催するイベントのうち、集客力等を考慮して選定した地区について、協議会から集客等の支援を行う。
- ③ 地方で開催するイベントについて、名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、それらを対象とした全国統一方式のアンケート調査を実施する。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。
- ② 協議会と協力して作成した点検・整備の重要性を啓発するための動画（DVD）を、(5)の出前講座等の機会に活用する。
- ③ 国土交通省、協議会及び連絡会の所属職員等について、庁舎・営業所等における館内放送等によって、点検・整備の実施励行を呼びかける。

(3) 重点点検の実施

自動車運送事業用の大型自動車について、ホイールの取付状態や燃料装置等に関する重点点検を実施する。

(4) マイカー点検教室、講習等の開催

点検・整備に関する実技講習や無料点検の実施、点検・整備を怠った場合の不具合や事故事例及び経済的負担事例の展示、マイカー相談、自動車ユーザーを対象とした講習会等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

(5) 出前講座の実施

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車教習所や高等学校などに赴き、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合や事故事例及び経済的負担事例などを盛り込んだ内容の出前講座を行うよう努力する。

(6) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の一環として設置した「黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の重要性を啓発する。

第5 実施運営

- 1. 国土交通省自動車交通局は、各地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局に対して本実施要領に基づき、本運動の実施等について指示するほか、協議会構成員に対して本運動の趣旨、実施事項等を通知する。
- 2. 国土交通省地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局は、各地方の実情を勘案して実施細目を定め、協議会の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知し、本運動を推進する。

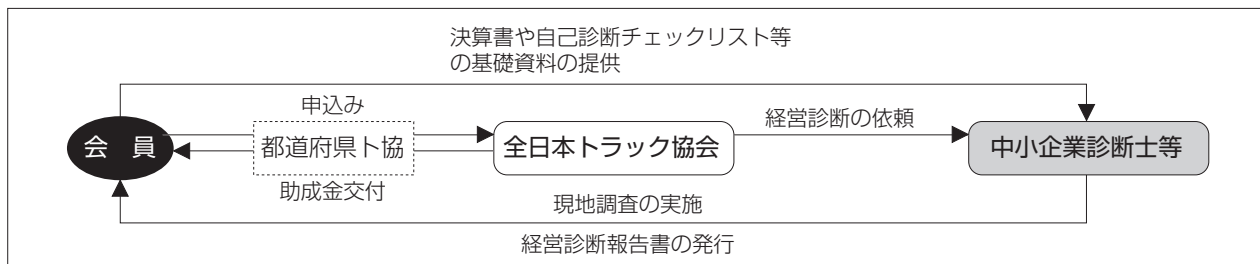
平成20年度 中小トラック運送事業者のための 「経営診断事業」のご案内

- トラック運送事業の経営診断に豊富な経験を持つ
中小企業診断士等による経営診断
- 診断費用の一部助成

社団法人 全日本トラック協会
都道府県トラック協会

1. 「総合的な経営診断」(ステップ1)

中小企業診断士等の専門家を派遣して総合的な経営診断を実施し、経営実態の把握と課題抽出等を図ります。

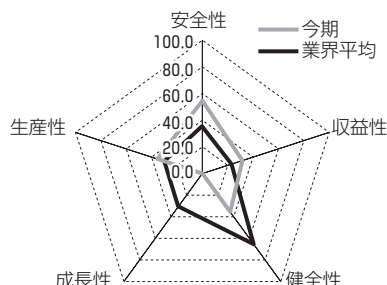


(1)「総合的な経営診断」では次の3つの分析から、「経営診断報告書」を発行します。

① 財務診断による分析

どのような企業でも完全な健康体であることはありません。経営における弱点を5つの領域（安全性、収益性、健全性、成長性、生産性）から明確にします。重要なのは、改善の重要度、つまり順序です。最も改善効果のあがる重要性の高いものから改善に着手していく必要があります。

例) 5領域得点アウトプット



全ての領域を得点化し、企業の現在の状態を明確化します。

② 自己診断による分析

自社のことは、わかっているようで案外わかっていないものです。55項目からなる自己診断チェックリストを通じて、自社の長所・短所を得点化により明確にし、今後の経営の判断材料として活用できます。

例) 自己診断チェックリスト

◆自己診断チェックリスト（5～1点の5段階評価）

区分	No	項目	診断内容	得点
経営者	1	経営理念と経営目的	5. 経営者の夢やビジョンが明確にされ、幹部・全社員がこの実現に向け、一体となった経営がされている。 3. 経営基本方針、経営計画等があり、幹部・全社員に周知されている。 1. 当面の経営問題の解決に追われ、将来についても不明確である。	3
	2	事業開発	5. 経営者を補佐する幹部が中心となり、独創的な物流サービスの開発、荷主開発が行われ、成果があがっている。 3. 事業開発への取り組みは、経営者を補佐する幹部の育成と一体で行われている。 1. 経営者の努力のみで輸送品質の向上、荷主の満足の維持に努めている。	2
	3	補完者・後継者育成	5. 後継者とその補完者（補佐する人材）が成長しており、安心して継承できる。 3. 後継者に予定できる人材はいるが、後継者を支える人材の育成は今後の課題である。 1. 事業を継承する人がおらず、困っている。（または、事業継続の意思がない）	3

③ 現地調査による分析

事前に提出していただく決算書や自己診断チェックリスト等の基礎資料に基づき、専門家が予備診断を行い、その後、現地調査を実施いたします。これにより、受診企業のデータ上の分析だけでなく、現地での実態調査に基づく分析を行うことで、受診企業の実態と課題がより明確になります。

(2) ご利用方法

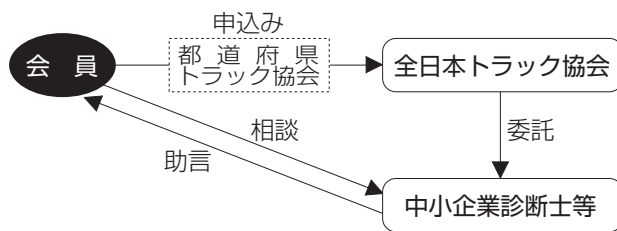
- ① 診断対象 中小トラック運送事業者
- ② 申込期間 平成20年7月28日(月)～平成21年2月27日(金)
- ③ 申込先 各都道府県トラック協会（本社所在地）
- ④ 診断受付数 30社（先着順）
- ⑤ 診断費用 160,000円（税別）
トラック協会より、80,000円（上期診断費用の1/2）の助成があります。
※お申込みいただいたトラック協会へ別途申請が必要です。
●このほか、専門家による現地調査に係る旅費交通費が必要です。
●専門家は、原則、全日本トラック協会が指定する者となりますが、各都道府県トラック協会が推薦する専門家を指定することも可能です。
- ⑥ 申込方法 「経営診断受診申込書」を各都道府県トラック協会へご提出ください。
※申込書は、全日本トラック協会ホームページからもダウンロードができます。
- ⑦ 提出資料 診断に際して、下記資料等を提出していただきます。
・事前調査表 ・自己診断チェックリスト・過去4期の決算書 ・直近の試算表
・過去3期の一般貨物自動車運送事業営業報告書（貨物利用運送事業営業報告書）
・組織図 ・その他診断に必要な資料（詳しくは、診断受付後にご連絡いたします。）

2. 「経営改善相談」（ステップ2）

全日本トラック協会に相談窓口を設置し、中小企業診断士等の専門家が経営改善に係る助言を行い、「改善提案書」を発行します。

(1) 「総合的な経営診断」をベースとした経営改善相談

「総合的な経営診断」（ステップ1）を受診された方を対象に、「経営診断報告書」をベースにトラック運送事業経営に造詣の深い専門家が経営改善に係る助言を行い、「改善提案書」を発行します。



(2) ご利用方法

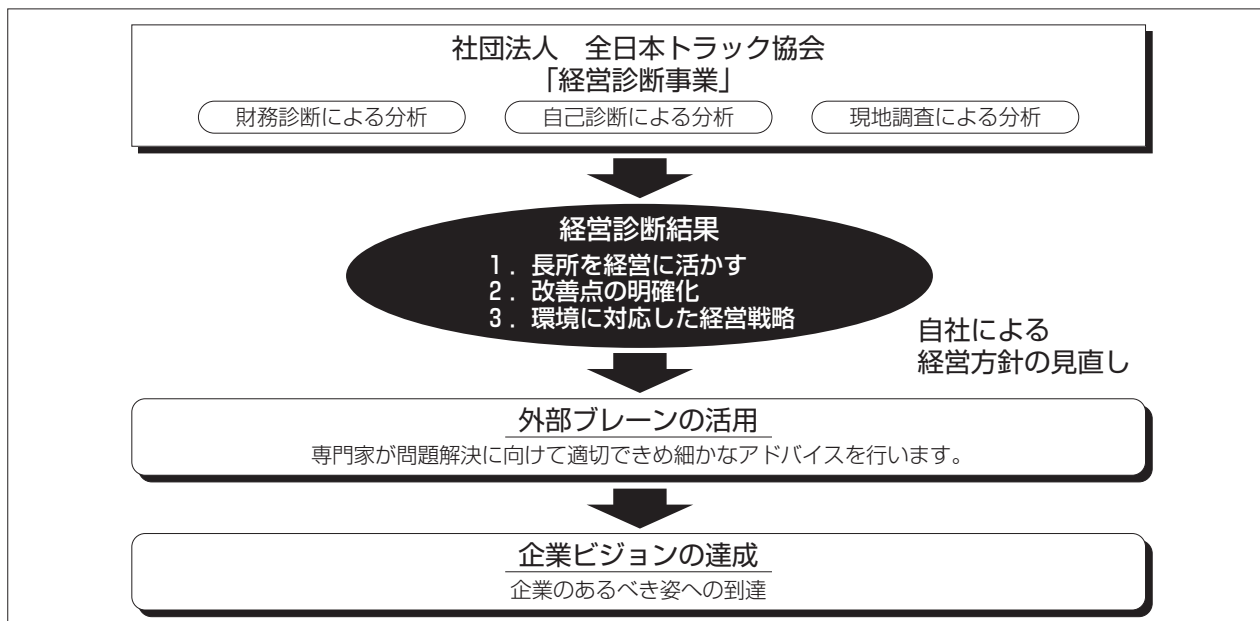
- ① 相談対象者 「総合的な経営診断」の受診者
- ② 相談方法等 相談日を定め、完全予約制で実施(約2時間程度)
- ③ 相談場所 全日本トラック協会会議室(東京都新宿区)
※相談場所については、別途協議も可能です。
※全日本トラック協会までの交通費は、各自負担となります。
- ④ 申込期間 平成20年7月28日(月)～平成21年2月27日(金)
- ⑤ 申込先 各都道府県トラック協会
- ⑥ 相談費用 100,000円(税別)
(※トラック協会による費用の助成はありません。)
- ⑦ 申込方法 「経営改善相談申込書」を各都道府県トラック協会へご提出ください。
※申込書は、「総合的な経営診断」を受診された方にお送りいたします。

「経営診断」の概要と必要性

経営診断の目的は、

- ① 会社経営の長所をしっかりと把握し、今後の経営に積極的に活かすこと
- ② 経営の欠点を知ることにより改善点を明確にし、改善に向けて具体的対策をとること
- ③ 会社の長所や欠点を知って、経営環境に対応する経営戦略の展開を図ること

です。



お問い合わせ先

各都道府県トラック協会または、
全日本トラック協会 経営改善事業部 (TEL 03-5323-7627)
ホームページ: <http://www.jta.or.jp>

平成20年秋の全国交通安全運動

社団法人全日本トラック協会実施計画

平成 20 年 8 月
社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会は、交通対策本部決定の平成20年秋の全国交通安全運動推進要綱並びに国土交通省策定の実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、平成20年秋の全国交通安全運動を9月21日(日)～同月30日(火)までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、都道府県トラック協会を通じ、本交通安全運動を推進する。

なお、実施にあたっては、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動重点の基本とするほか、「飲酒運転の根絶」を重点とする。

都道府県トラック協会においては、本実施計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、関係機関と密接に連携、協調して効果的な推進を図るものとする。この際、適正化指導員等のパトロールにより、関係車両の運行状態の把握及び会員事業者の訪問指導に努めるものとする。

なお、本年は、本運動期間中の9月30日(火)が「交通事故死ゼロを目指す日」に追加されたことを踏まえ、本運動に併せて、会員事業者のみならず、広く一般に対しても周知を行うものとする。

— 記 —

1. 安全運行の徹底

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」という。）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

- (1) 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故を防止するために、前照灯の早期点灯や危険が予測される場面での減速運転を励行させる。
- (3) 酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、全運転者に対しアルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底する。
- (4) 正しい方法によりシートベルトを着用することを徹底させる。
- (5) 交通事故を事故類型別にみると追突事故が最も多いことから、追突事故防止対策について徹底させる。
 - ① 最高速度の厳守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度で走行させる。特に深夜と早朝には十分注意させる。

- ② 走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させる。大型貨物自動車はアイポイントが高いため、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないように注意喚起する。
- (6) 交差点通過時の安全確認を徹底させる。
- (7) CO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を徹底させる。
 - ① 不必要なアイドリングをさせない。
 - ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
 - ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（加減速）運転をしない。
 - ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジンプレーキ等を適切に使う。
- (8) 危険物輸送の安全確保のため、荷主との緊密な連携を図る。特に関係法規を事前に学習させる。また、点呼時にはイエローカードの携行及び積荷の特徴、通行ルートの確認を徹底するとともに輸送時の慎重な運転を励行させる。
- (9) 悪質・危険な運転行為、事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底させる。
- (10) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について徹底させる。
 - ① 最高速度・制限速度を遵守するとともに、交差点右左折時やカーブ、坂道等道路状況に適応した安全な速度により運行させる。
 - ② 積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
 - ③ 鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さを確認のうえ運行経路を指示するよう徹底させる。
 - ④ 高速自動車国道における第一通行帯の走行を徹底させる。
 - ⑤ 基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された条件を遵守するよう徹底する。
- (11) 運転者の運転免許証の確認を徹底させる。
- (12) 「迷惑駐車をしない、させない」の徹底

2. 過労運転の防止

事業者は、次の事項に留意し、運転者の過労運転を防止する。

- (1) 運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交換運転者の配置など、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、長時間労働を背景とした交通労働災害を防止するため、労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底する。
- (2) 過労運転及び居眠り運転の防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止、疾病、疲労等の状態にある運転者の乗務を防ぐため、健康管理のチェック等を厳正かつきめ細やかに実施する。また、運転者に対し、職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。
- (3) 健康診断記録等を活用し、運転者の健康管理の情報を運行管理に反映させ、過労運

転の防止に努める。

3. 過積載運行の防止

事業者は、適切な運送（積載）計画の作成により過積載を防止する。また、過積載を助長することとなる車両の改造は絶対に行わない。

運転者には、積載物・積載重量・積載方法等を事前に確認させ、不適正な積付・固縛を防止するとともに過積載となる車両は運転させない。

4. 車両の安全確保

事業者は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。特に大型車に関しては、車輪脱落事故の防止のため、自動車点検整備推進運動の重点点検項目であるディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等不正改造した事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認する等して不正改造等の排除について徹底を図る。
- (3) 運転者の視界を妨げ、車両運行上安全確保の支障となる前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取り付けを禁止させるように徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。
- (5) 無車検車両、無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止。

広 報 事 項

- ① 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故防止
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 過労運転、過積載運送、最高速度違反行為等の悪質違反、危険な運転行為の禁止の徹底
- ④ 助手席等を含むシートベルトの着用の徹底
- ⑤ CO₂の排出削減を図るためアイドリングストップ及びエコドライブの徹底
- ⑥ 事故防止・安全運転対策等に関連する法令改正等の周知
- ⑦ 自動車の点検整備の励行促進
- ⑧ 「不正改造」車両、「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑨ より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ⑩ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- ⑪ 9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

事務局からのお知らせ

〈窒素酸化物または粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領に基づくNO_x・PM低減装置の評価結果について(情報提供)〉

さて、標記に関しまして、国土交通大臣より、下記のとおり装置の新規認定及び既認定済み装置装着対象車種の追加について通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、下記を含む別表装置一覧に掲げる装置を装着した車両は、自動車NO_x・PM法適合車となることを申し添えます。

記

1 既認定済み装置装着対象車種の追加

低減装置の製作者等の名称	株式会社 ケミカルオート
低減装置の種類	NO _x ・PM低減装置
低減装置の名称及び型式	名称：スモークバスター 型式：KAM-18N
認定番号及び認定日	MLIT-NPR-18(平成19年8月8日)
低減装置を取り付けることができる自動車の型式又は原動機の種類	(1) 平成6年規制適合の日産ディーゼルR G8(350馬力)、RF8(310馬力)型原動機を搭載している自動車 (2) 平成6年規制適合の日野F20C(355馬力)型原動機を搭載している自動車 (3) 平成6年規制適合の三菱8DC11(355馬力)、8DC9(310馬力)型原動機を搭載している自動車 (4) 平成6年規制適合の日野製F17D型原動機(320馬力)を搭載している自動車 (5) 平成6年規制適合の三菱製8M20型原動機(385馬力)を搭載している自動車 (6) 平成6年規制適合のいすゞ製10PE1型原動機(325馬力、360馬力、380馬力)を搭載している自動車 (7) 平成6年規制適合のいすゞ製8PE1型原動機(240馬力、285馬力)を搭載している自動車 (8) 平成6年規制適合の日産ディーゼル製RH8型原動機(400馬力、430馬力)を搭載している自動車 (9) 平成6年規制適合のいすゞ製12PE1型原動機(385馬力、420馬力、450馬力)を搭載している自動車 (10) 平成6年規制適合の三菱製8M21型原動機(420馬力)を搭載している自動車 (11) 平成6年規制適合の日野製F21C型原動機(390馬力、430馬力)を搭載している自動車 * 上記(8)、(9)、(10)、(11)についてH20/7/16追加
使用条件	使用燃料：軽油(硫黄分50ppm以下) 走行条件：――
備 考	――

以上

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年7月31日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車		適合原動機型式	使用条件		問合せ先	備考	官制 条例対応 カテゴリ
				車名	規制年		使用燃料	走行条件			
(株)エス・アンド・エス エンジンアリアング	MLIT-NPR-1		DBS-A1	いすゞ	平成元年規制	4BE1, 4HF1	低硫黄軽油	—	TEL:045-591-5775 (代表)	H15.9.5認定 再評価の結果、装着台数 800台の限定を解除 (H16.12.27)	1, 3
				三菱	平成元年規制	4D32, 4D33	低硫黄軽油	—			
				トヨタ	平成元年規制	1W	低硫黄軽油	—			
			DBS-A2	日野	平成元年規制	H07D, J08C	低硫黄軽油	—		H17.1.12認定	1, 3
					平成6年規制	J07C (170馬力) J08C (200馬力、215馬力)	低硫黄軽油	—		H18.5.9追加	4
					平成元年規制	6HE1 (165馬力、195馬力) 6BG1 (170馬力)	低硫黄軽油	—		H17.1.12認定	1, 3
	MLIT-NPR-3		DBS-A2	いすゞ	平成6年規制	6HH1 (175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	—		H18.5.9追加	4
					平成元年規制	6D14 (160馬力) 6D16 (185馬力) 6D17 (210馬力)	低硫黄軽油	—		H17.9.30追加	1, 3
					平成6年規制	6D16 (170馬力) 6D17 (200馬力、220馬力)	低硫黄軽油	—		H18.5.9追加	4
			DBS-A3	日産D	平成元年規制	FE6 (185馬力)	低硫黄軽油	—		H18.5.9追加	1, 3
					平成6年規制	FE6 (170馬力、195馬力)	低硫黄軽油	—		H18.5.9追加	4
					平成元年規制	RE8, RF8 (340馬力)	低硫黄軽油	—		H17.1.12認定	1, 3
	MLIT-NPR-4		DBS-A3	日産D	平成2年規制	RF8 (340馬力)	低硫黄軽油	—		H17.9.30追加	
	MLIT-NPR-12		DBS-A3-1	日野	平成6年規制	F17D, F20C	低硫黄軽油	—		H18.12.27認定	4
					平成6年規制	8DC11, 8DC9, 8M20	低硫黄軽油	—		H18.12.27認定	4
					平成6年規制	RG8, RF8	低硫黄軽油	—		H18.12.27認定	4

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年 7月31日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の様式又原動機の種類		使用条件		問合せ先	備考	官制 条例対応 カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料			
(株)デプロ	MLIT-NPR-6	DEPRO-ECS	4H-1	いすゞ	平成 6 年規制	4HF1 (130馬力・列型燃料噴射ポンプ仕様)	低硫黄軽油	TEL:03-3522-7020 (代表)	H17.9.30認定 「MLIT-NPR-2」改良機種	2, 4
					平成 6 年規制	4HG1	低硫黄軽油		H18.8.7 追加	
				三菱	平成 6 年規制	4D35	低硫黄軽油		H18.11.1 追加	
	MLIT-NPR-10	JO-1	JO-1	日野	平成 6 年規制	4D33	低硫黄軽油	TEL:050-3460-7864 (代表)	H19.1.19追加	2, 4
					平成 6 年規制	J08C (200馬力仕様)	低硫黄軽油		H18.4.11認定	
				いすゞ	平成 6 年規制	J08C (215馬力仕様)	低硫黄軽油		H18.9.29追加	
(株)ACR	MLIT-NPR-7	ACR NXPR-3-01	ACR NXPR-3-01	日野	平成 6 年規制	6HH1 (210馬力)	低硫黄軽油	TEL:050-3460-7864 (代表)	H18.11.1 追加	4
					平成 6 年規制	J07C	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H17.10.24認定 アベクセラ製 「MLIT-NPR-5」同機種	
				いすゞ	平成 6 年規制	J08C (200馬力、215馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H17.12.15認定 アベクセラ製 「MLIT-NPR-8」同機種	
	MLIT-NPR-9	ACR NXPR-3-02	ACR NXPR-3-02	いすゞ	平成 6 年規制	6HH1 (210馬力、175馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	TEL:050-3460-7864 (代表)	H19.2.14認定	4, 5
					平成 6 年規制	6HH1 (210馬力、175馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.2.14認定	
				三菱	平成 6 年規制	6D16	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.2.14認定	
	MLIT-NPR-13	ACR NXPR-3-03	ACR NXPR-3-03	日野	平成 6 年規制	6D17 (200馬力、220馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	TEL:050-3460-7864 (代表)	H19.2.14認定	4, 5
					平成 6 年規制	J07C	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.2.14認定	
				いすゞ	平成 6 年規制	J08C (200馬力、215馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.2.14認定	
	MLIT-NPR-14	ACR NXPR-4-01	ACR NXPR-4-01	三菱	平成 6 年規制	4HF1 (130馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	TEL:050-3460-7864 (代表)	H19.2.14認定	4, 5
					平成 6 年規制	4HG1	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.2.14認定	
				日産D	平成 6 年規制	4HJ1	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.2.14認定	
	MLIT-NPR-19	ACR NXPR-2-01	ACR NXPR-2-01	三菱	平成 6 年規制	8DC11 (355馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	TEL:050-3460-7864 (代表)	H19.10.19認定	4, 5
					平成 6 年規制	8DC9 (310馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.10.19認定	
				日産D	平成 6 年規制	RG8 (350馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.10.19認定	
	MLIT-NPR-19	ACR NXPR-2-01	ACR NXPR-2-01	三菱	平成 6 年規制	RF8 (310馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	TEL:050-3460-7864 (代表)	H19.10.19認定	4, 5
					平成 6 年規制	RF8 (310馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.10.19認定	
				日産D	平成 6 年規制	RF8 (310馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)		H19.10.19認定	

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年 7月31日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類	使用条件		問合せ先	備考	官制 対応 カテゴリー		
					車名	規制年				適合原動機型式	使用燃料
(株)T-TECH 【旧社名：(株)徳大寺 自動車文化研究所】	MLIT-NPR-11	ディゼック	DeXec-S1	(130馬力・列型燃料噴射ポンプ仕様) 4HF1	いすゞ	平成6年規制	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H18.4.11認定	2,4	
						平成6年規制	軽油(硫黄分50ppm以下)	—			
						平成6年規制	軽油(硫黄分50ppm以下)	—			
						平成6年規制	軽油(硫黄分50ppm以下)	—			
	MLIT-NPR-20	ディゼック	DeXec-M1	6HH1(175馬力、210馬力)	いすゞ	平成6年規制	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H19.10.19認定	2,4	
						平成6年規制	軽油(硫黄分50ppm以下)	—			
						平成6年規制	軽油(硫黄分50ppm以下)	—			
						平成6年規制	軽油(硫黄分50ppm以下)	—			
	(株)水素エネルギー 開発研究所	MLIT-NPR-15	スカイ スイーパーⅡ	SII-140	6D16	三菱	平成元年規制	—	—	H19.3.27認定 1.認定後6ヶ月間は、 800台程度を上限と して装着を認める。 2.認定後6ヶ月間の使 用状況を踏まえ、再 度評価を行う。	—
							平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—		
							平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—		
							平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—		
林化成(株)	MLIT-NPR-16	NOx・PM 低減装置	Econix-L103	10PE1 (325馬力、360馬力、380馬力)	いすゞ	平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—	H19.8.7認定 H20.3.19追加	4	
						平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—			
						平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—			
						平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—			
				F20C(355馬力)	日野	平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—	H19.10.19認定	4	
						平成6年規制	軽油(硫黄分30ppm以下)	—			

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年7月31日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価 番 号	装置の名称	装 置 型 式	取り付けることができる自動車の型式又は原動機の種類		使 用 条 件		問 合 せ 先	備 考	都 道 府 県 条例対応 カテゴリ			
				車 名	規 制 年	適 合 原 動 機 型 式	使用燃料 走行条件						
(株)ケミカルオート	MLIT-NPR-17		KAM-08N	日産D	平成 6 年規制	FE6 (195馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—	H19.8.8 認定	2, 4			
				日 野	平成 6 年規制	J08C (200馬力、215馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—		2, 4			
					平成 6 年規制	J07C (170馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—					
				三 菱	平成 6 年規制	6D16 (170馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—		2, 4			
					平成 6 年規制	RG8 (350馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—					
				日産D	平成 6 年規制	RF8 (310馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—		2, 4			
					平成 6 年規制	RH8 (400馬力、430馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—					
					平成 6 年規制	F20C (355馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—	2, 4				
					平成 6 年規制	F17D (320馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—					
				MLIT-NPR-18	スモークバスター	KAM-18N	日 野	平成 6 年規制	F21C (390馬力、430馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—	2, 4	
	平成 6 年規制	8DC11 (355馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)					—					
	三 菱	平成 6 年規制	8DC9 (310馬力)				軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—	2, 4				
		平成 6 年規制	8M20 (385馬力)				軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—					
		平成 6 年規制	8M21 (420馬力)				軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—	2, 4				
		平成 6 年規制	10PE1 (325馬力、360馬力、380馬力)				軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—					
	いすゞ	平成 6 年規制	8PE1 (240馬力、285馬力)				軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—	2, 4				
		平成 6 年規制	12PE1 (385馬力、420馬力、450馬力)				軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—					
		平成 6 年規制	PF6 [ターボ付] (330馬力、360馬力、390馬力)				軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—	2, 4				
		平成 6 年規制	6D40 [ターボ付] (360馬力、390馬力)				軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—					
	MLIT-NPR-23		KAM-24N				三 菱	平成 6 年規制	6D24 [ターボ付] (300馬力、330馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—	H20.4.21 認定	2, 4
								平成 6 年規制	K13C [ターボ付] (360馬力 [コモンレール式以外]、395馬力)	軽油 (硫黄分 50ppm以下)	—		

別表

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年 7 月31日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又は原動機の種類		使用条件		問合せ先	備	考	圖 首 部 条 例 対 応 カ テ ゴ リ
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料				
(株)E S R	MLIT-NPR-21	A'PEX NPR	A'PEX NPR-3-01	日 野	平成 6 年規制	J07C (170馬力)	低硫黄軽油	TEL:046-284-3671 (代表)	H20.2.20認定		—
					平成 6 年規制	J08C (200馬力、215馬力)	低硫黄軽油				
				いすゞ	平成 6 年規制	6HH1 (175馬力、210馬力)	低硫黄軽油				
	MLIT-NPR-22		A'PEX NPR-3-02	いすゞ	平成 6 年規制	6HH1 (175馬力、210馬力)	低硫黄軽油		H20.2.20認定		—

*備考

- ・平成元年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に「U-」の識別記号を持つ車両
- ・平成 2 年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に「W-」の識別記号を持つ車両
- ・平成 6 年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に「KC-」の識別記号を持つ車両
- ・平成 9 年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に「KE-F-K G-」の識別記号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に「KJ-K K-」の識別記号を持つ車両
- ・平成11年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に「KL-」の識別記号を持つ車両
- ・使用燃料欄中の「軽油」とは硫黄分500ppm以下の軽油を示し、「低硫黄軽油」とは硫黄分50ppm以下の軽油を示す。
- ・評価番号「MLIT-NPR-2 ((株)デブロ製・平成16年11月評価)」については、平成18年 6 月 1 日廃止済。

*注意

上記装置を装着した場合、自動車NOx・PM法の車種規制に適合します。なお、装置の詳細につきましては、上記の各メーカーにお問合せください。

平成20年度交通労働災害防止個別指導実施事業について

陸災防では、事業場における「交通労働災害防止のためのガイドライン」の定着を図り、交通労働災害の防止を推進するという観点から、厚生労働省から受託事業として「交通労働災害防止対策推進事業」を受け、都道府県支部を通じて交通労働災害防止指導員による個別指導を実施することとなりました。

兵庫県支部におきましては、兵庫労働局との協議により、年間40件の対象事業場（非会員含む。）を選定し、1事業場につき年2回の個別指導を実施いたします。

対象事業場に対しては、事前に文書で通知の上、指導員から訪問日時等をご連絡いたしますので、会員の皆様におかれましては、本事業の実施についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

秋の交通労働災害防止運動実施要綱

主唱

兵庫労働局
各労働基準監督署

協賛

兵庫交通労働災害防止関係機関
国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県
兵庫県警察・社団法人兵庫労働基準連合会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部
神戸新聞社

1 趣旨

兵庫県における全産業の労働災害による死亡者数は、平成19年は58人で、前年と比較して14人減少し、大幅な減少となった。

死亡災害の内訳を見ると、平成19年の交通事故は13人で前年度の24人と比較してほぼ半減となった。交通事故の内訳でも道路貨物運送業が8人から3人へ、新聞販売業が6人から0人へ、ハイヤー・タクシー業が0人から1人となったが、20年になって新聞販売業では既に2人となっている。

このように道路貨物運送業と新聞販売業については、交通労働災害による死亡者数の全業種に占める割合が平成18年の58%から19年の27%に減少したものの、依然として高いことから、この2業種の交通労働災害を防止することが、全業種の死亡者数を大幅に減少することとなり、労働災害防止対策を進める上での重要な課題となっている。

一方、死傷災害については、平成19年の兵庫県下における全産業での死傷者数は5,475人で、そのうち交通事故によるものが369人となっており、新聞販売業60人、道路貨物運送業42人、通信業が57人、ハイヤー・タクシー業34人であり、これら4業種合計で52%を占めている。

以上のことから本年度も道路貨物運送業及び新聞販売業等を重点とし、全業種の交通労働災害の発生を防止するため、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を、「秋の交通労働災害防止運動」（以下「防止運動」という。）と定め、事業者はもとより行政・労働災害防止団体・業界団体などの参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動の推進を図ることとする。

2 実施時期

平成20年9月1日から平成20年9月30日まで

3 対象業種

- イ 道路貨物運送業
- ロ ハイヤータクシー業
- ハ 新聞販売業
- ニ その他全業種

4 目標

交通労働災害の防止

（特に交通死亡労働災害ゼロ、交通労働災害の大幅減少を目指す）

5 実施事項

事業場

イ 全業種共通事項

① 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- 1 交通労働災害防止に係る管理者（安全管理者、運行管理者等）を選任し、管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- 2 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- 3 安全委員会等において交通労働災害防止に関する事項について調査審議を行う。
- 4 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- 5 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- 6 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- 7 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- 8 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等）を行う。

② 防止運動として、ポスターの掲示、交通労働災害防止の研修実施

ロ 陸上貨物運送業

① 上記イの「全業種共通事項」

② ①のほか、次の事項を推進する。

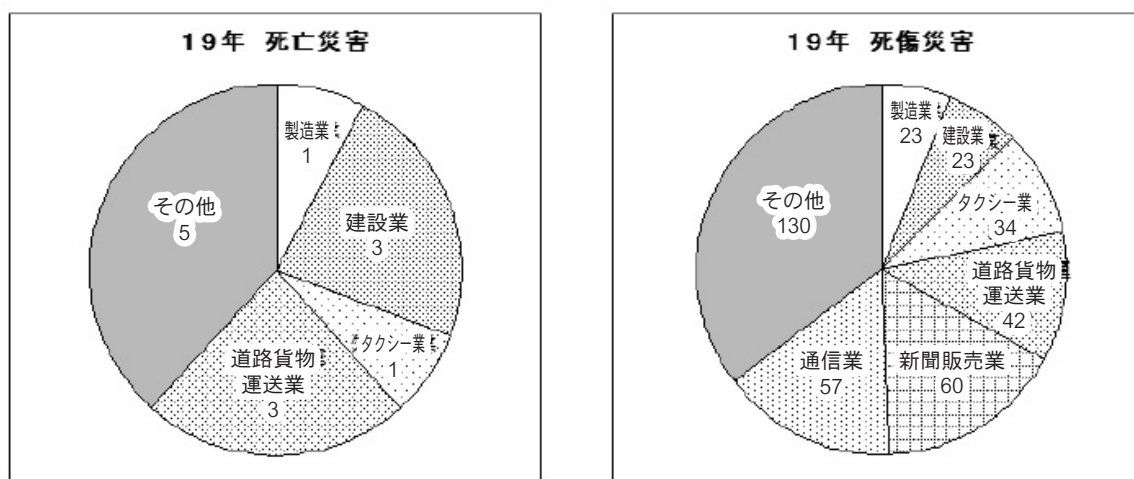
- 1 リスクアセスメント（危険有害性の調査）を進める。
- 2 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

ハ 新聞販売業

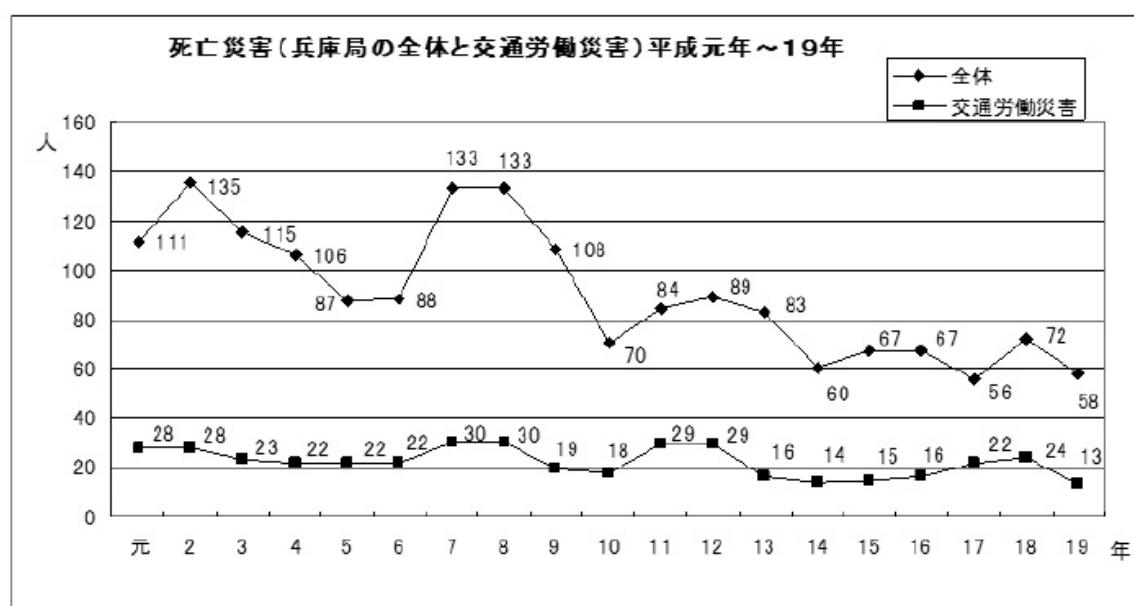
- ① 上記イの「全業種共通事項」のうち、1、4、5、7の事項
- ② 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。
- ③ 高齢者について、十分に配慮する。（高齢者の死亡事故が多い。）
- ④ 以上のほか、次の事項を推進する。
 - 1 走行経路を調査し「安全走行計画」を作成する。
 - 2 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
 - 3 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
 - 4 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
 - 5 配達時における安全作業ポイントを励行させる。

(参考)

兵庫県内の交通労働災害発生状況（被災者数）



注）死傷災害：死亡及び休業4日以上災害



兵庫 秋の交通労働災害防止運動

平成20年9月1日から9月30日まで

期間中には、睡眠時間を確保することに配慮した労働時間の管理、走行計画の充実及び睡眠時間に配慮した点呼等を実施しましょう！



過労運転・

過積載を撲滅しよう！

**信号のない交差点・
急な飛び出しに注意！**



重点業種

- 1 道路貨物運送業
- 2 ハイヤータクシー業
- 3 新聞販売業
- 4 その他全業種

全業種共通事項

- 1 交通労働災害防止のための管理体制を確立していますか
- 2 適正な労働時間の管理及び走行計画を作成し、適切な指示をしていますか
- 3 期間中に交通労働災害防止の教育をしましょう
- 4 交通安全情報マップを作成し、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう
- 5 健康診断の結果に応じた適切な事後措置をしましょう

主唱 兵庫労働局・各労働基準監督署

協賛 兵庫交通労働災害防止関係機関

国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・兵庫県警察・(社)兵庫労働基準連合会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・(社)日本新聞販売協会近畿地区本部・神戸新聞社

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成20年7月末現在）

（単位：円／ℓ）

区 分		ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
元売名		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		140.58	138.57	145.80	147.33
出 光		142.78	138.33	144.00	148.27
J エ ナ ジ ー		140.70			145.65
コ ス モ		140.82	139.73	148.00	147.00
昭 和 シ ェ ル		141.50		152.00	142.50
モ ー ビ ル		143.00		146.00	140.50
エ ッ ソ		146.00		148.08	150.00
そ の 他		141.62	134.06	139.67	145.92
総 計		141.78	137.33	145.54	146.38
20	全国平均	128.90	調 査 な し	133.34	135.94
6	近畿平均	129.89		133.44	136.49

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区 分		ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
集計月		平 均	平 均	平 均	平 均
平成19年 8 月		95.77	98.73	102.78	104.85
平成19年 9 月		96.85	99.56	104.93	104.92
平成19年10月		95.22	98.85	104.89	104.71
平成19年11月		98.12	100.36	105.51	105.50
平成19年12月		103.62	105.64	110.25	109.35
平成20年 1 月		108.92	109.54	115.59	112.89
平成20年 2 月		108.67	110.60	115.41	115.39
平成20年 3 月		107.25	110.08	116.32	113.82
平成20年 4 月		108.91	111.03	115.66	115.86
平成20年 5 月		95.13	99.70	101.23	104.12
平成20年 6 月		120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年 7 月		131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年 8 月		141.78	137.33	145.54	146.38
年 間 平 均		108.65	109.97	115.33	115.53

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 た る 連 絡 先
20.7.31	西 播	一般	(有) 姫 路 架 装	野 村 まゆる	〒671-0255 姫路市花田町小川1029 ☎ 079-251-0004 FAX 079-253-7579

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
20.7.24	東 部	一般 利用	尼港運輸作業(有)	藤 井 伸 貫	都合により
7.28	西 播	一般 利用	(株)岸本建材運輸	岸 本 臣 五	都合により
7.28	西 播	一般	(有)アイシン通商	佐 方 敏	事業廃止
7.28	明 石	一般 利用	(有)前中運送	前 中 文 明	事業休止
7.30	淡 路	一般 利用	御 原 運 送 (株)	鴻 原 春 雄	事業廃止
7.31	西 播	一般	(有)エス・エス	佐 方 敏	事業休止
8.1	淡 路	一般 利用	五 色 陸 運 (株)	小 川 秀 子	事業休止
8.11	東神戸	一般	(株)辰巳商會	木 谷 光 徳	兵庫県廃止
8.11	西 播	一般	東 豊 運 輸 (株)	中 園 友 章	都合により

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
20.7.22	P.35	住 所	(有)ハマノホームサービス 西宮市今津水波町 6 - 7	〒663-8215 西宮市今津水波町 8 - 3
7.22	P.186	住所・代表者	福 栄 運 送 (有) 姫路市本町68-290 E101 福 永 征 秀	〒671-0254 姫路市花田町勅旨字西川原426-8 福 永 征 秀 (会長) 福 永 吉 秀 (社長)

20.7.28	P.140	代 表 者	(株)ミコー総合開発 中 川 久 義	菅 野 安 眞
7.29	P.148	代 表 者	イ マ ク ル (株) 塩 谷 右 京	原 一 雄
7.29	P.83	住 所	日 本 海 陸 (株) 神戸市東灘区魚崎南町 5 - 11 - 24 - 304	〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6 - 2 - 1 神戸パークシティA棟1305
7.30	兵庫支部	代 表 者	(株) 波 島 大 保 祥 子	大 保 幸 治
8.2	P.65	名 称	(有)中村富士運送	(株)ア イ リ ー ド
8.5	P.9	住 所	(有) ジ ャ ス ト 川辺郡猪名川町北田原字内田235	〒660-0095 尼崎市大浜町 2 丁目 13 - 1
8.12	P.3	名 称	(有) 永 和 葬 祭	(有) 永 和
8.13	P.61	住 所	(株)コーベフーズエクスプレス 神戸市東灘区深江浜町118	〒650-0045 神戸市中央区港島南町 1 丁目 3 - 6
8.13	P.68	代 表 者	ま る ま 陸 送 (株) 粟 田 悌二郎	須 川 明
8.18	P.202	代 表 者	(株)ジェイエイ葬祭 田 口 義 修	金 子 洋 一
8.19	P.109	代 表 者	桃 平 運 輸 (株) 福 田 直 樹	浦 上 洋 治

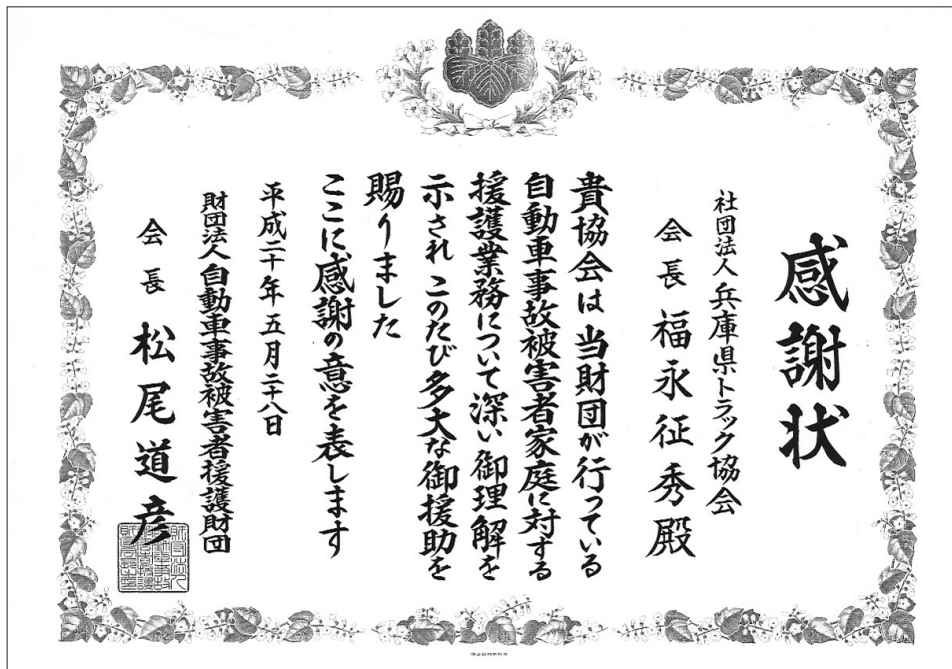
かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
20.7.1	西 宮	大 西 し ま ゑ 様	(株)西宮高速運輸
7.5	東 播	宮 本 岩 男 様	神 鋼 物 流 (株)
7.6	西神戸	三 好 克 巳 様	(株)成和運輸商事



ご協力ありがとうございました

H20・5・28 (財)自動車事故被害者援護財団へ寄贈いたしました。



総会会場で贈呈し、感謝状を受ける。



協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
8・1	HOT21定例会	西の舞 神戸市中央区	9・4	フォークリフト講習会(学科)	兵ト協
4	五ブロック女性経営者交流会	ホテルグラン ヴィア 京都		グリーン経営講習会	大 阪 会 館 大阪市中央区
	新規事業者指導講習会	運 輸 局	5	「天狼会」定例会	兵ト協
	県知事への要望訪問	県		第14回特別積合せ委員会	第一ホテル 東 京
5	青年部協議会研修会	兵ト協		ひょうご安全の日推進県民会議	兵 庫 県 館
6	近ト協 幹事会	大ト協	7	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練 協会
	神戸市道路利用者会議理事会及び総会	ラッセホール5階 「サンパワーの間」	10	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
	兵貨陸協・神戸中央支部青年部合同研修会	神 戸 市 中 央 支 部		兵青協 第3回評議員会	兵ト協
7	情報誌「あおぞら」第32号第1回編集会議	神 戸 市 教 育 会 館	12	利用運送・積合部会正副部長、監事合同会議	「主婦会館」 プラザエフ4階
	交付金運営委員会	兵ト協		第4回「全ト協利用運送・積合部会総会」	「主婦会館」 プラザエフ地下2階
8	運行管理者一般講習	港 湾 労 働 者 福祉センター		平成20年度交通安全功労者等表彰式	湊 川 神 社 「楠公会館」
	運行管理者試験事前講習会	兵 庫 県 農 業 会 館	13	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練 協会
11	正・副会長定例会	兵ト協	14	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練 協会
	第2回常任理事会・第4回総務委員会合同会議	兵ト協	18	苦情処理小委員会	兵ト協
18	ディーゼル黒煙等街頭検査	尼崎市西向島 計 量 所		三木会	兵ト協
	安全対策検討WG	全ト協		全ト協ダンプカー部会	ホテルグラン ヴィア 岡山
19	タンクトラック部会研修会	神戸市産業振興 センター901号室	21	秋の全国交通安全運動	兵庫県下
20	全ト協常任理事会	第一ホテル東京4F プリマヴェーラ1	24	交通安全県民大会	兵庫県公館 大 会 議 室
21	重量・鉄鋼部会「正副部長・監事合同会議」	兵ト協	25	第13回全国トラック運送事業者大会	盛 岡 市 民 文化ホール
	重量・鉄鋼部会「役員会」	兵ト協	26	兵庫労働安全衛生大会	神 戸 文化ホール
	県合同防災訓練第2回全体会議	西 宮 市 役 所 東 館 8 F	28	第23回全国フォークリフト大会	埼 玉 県
22	兵ト協ニュース等協会荷物配送事業者選定会	兵ト協	29	交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭	生 田 神 社 会 館
24	第1回運行管理者試験	神 戸 ポート ピア ホテル	— 10月の予定 —		
25	K T S 正副会長会議	ホテルグラン ヴィア 京都	10・1	無事故無違反運動(チャレンジ100)	兵庫県下
26	燃料高騰等経営危機突破総決起大会	東遊園地	2	平成20年度交付金業務主管者会議	全 ト 協 大 会 議 室
28	第2回理事会	兵ト協	8	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
	平成20年度第2回神戸市国民保護協議会企画部会	神 戸 市 勤 労 会 館	9	運行管理者一般講習	姫 路 会 館 労 働 会 館
29	第27回近畿フォークリフト運転競技大会(開催準備)	クレフィール 湖 東	15	全国道路利用者会議第58回全国大会	秋田県、青森県 岩 手 県
	安全防災講習会	神戸第2地方合同 庁舎1F第1会議室	16	全国道路利用者会議第58回全国大会	秋田県、青森県 岩 手 県
30	第27回近畿フォークリフト運転競技大会	クレフィール 湖 東	17	全国道路利用者会議第58回全国大会	秋田県、青森県 岩 手 県
	兵庫県合同防災訓練	西 宮 市 甲 子 園 浜	23	第38回物流セミナー	ニューオオタニ神戸 ハーバーランド
— 9月の予定 —			24	兵庫県高圧ガス大会	兵 庫 県 館
9・3	全ト協百貨店部会「正副部長・監事合同会議」	全ト協	25	第40回 全国ドライバーコンテスト	安 全 運 転 中 央 研 修 所
	全ト協百貨店部会「第55回総会」	全ト協			